

令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業委託業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 目的

私立専門学校生の県内就職を促進するため、IT関連学科を設置する専門学校をモデル校として、民間事業者の持つノウハウやネットワークを活用し、生徒視点で県内企業からの新規求人を掘り起こし、専門的視点から生徒へのキャリアカウンセリング等の県内就職に向けた伴走支援を実施することにより、就職段階における生徒と県内企業とのマッチングにつなげることを目的とする。

事業実施にあたっては、予め定めた成果指標、支払基準に基づき委託料を支払う成果連動型民間委託契約により実施する。

(2) モデル校（対象学科・対象生徒）

学校名：準学校法人松山ビジネスカレッジ 松山デザイナー専門学校

所在地：愛媛県松山市辻町1-33

学科名：Webクリエイター学科（2年課程）

生徒数：上記学科に在籍する1年生13人（令和7年5月1日現在）

2 委託業務の内容等

本業務は、成果連動型民間委託契約の手法を活用することから、以下（1）～（5）に基づく事業内容とするが、詳細な実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。

また、事業者は、進捗状況によって、愛媛県と協議の上、手法の変更を行うことができる。

ただし、以下（2）～（4）の業務は必ず実施すること。

(1) モデル校生徒と県内IT企業等との就職支援マッチング

モデル校生徒を対象とした県内企業とのマッチング支援業務を実施する。

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、マッチング方法等は仕様で定めるものではないが、以下の要件を満たすこととする。

- ・対象学科のカリキュラムや対象生徒のスキル・意向を踏まえ、県内企業に対する職業教育の理解促進及び新たな求人開拓を行うこと。
- ・専門的な視点から生徒の県内就職意識の向上に向けたキャリアコンサルティング等の必要な支援を行うこと。
- ・事業実施にあたっては、モデル校と連携した取組みとして実施すること。

(2) 就職マッチングリストの作成

モデル校生徒の就職先候補となる県内企業の掘り起こしを行い、リスト化し、生徒の県内企業に対する興味関心度合いを高める取組みを実施すること。

(3) 効果の分析

上記（1）の取組みによって得られた結果を基に、県内企業における専門学校生の採用動向及び生徒の県内就職意識を分析し、県内就職促進に向けた専門学校における就職サポート体制づくりを提案すること。

(4) 報告書の作成

受託者は業務内容について、次の成果物を提出すること。

ア 業務報告書（A4版カラー・1部）

契約期間における業務実施内容及び成果をまとめたものとする。

イ 上記の電子媒体（1部）

電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれか（またはこれらと互換性のあるもの）を電子媒体に保存して提出すること。ただし、これにより難しい場合は愛媛県と協議すること。

(5) その他

その他本仕様に記載のない事項であっても、事業目的を達成するために、効果的な企画等があれば、積極的に提案すること。

3 委託期間

委託締結の日から令和8年3月31日まで

4 支払い条件等

(1) 成果指標

本事業の成果連動費の支払い基準となる成果指標として、以下のとおり設定する。

- ・ 県内 IT 企業等（愛媛県内に本社または事業所を設置）からの新規求人件数（企業数）

新規求人とは、モデル校の対象学科に対して過去3年間において求人歴のない県内企業からの求人（現1年生の卒業年次における求人）であって、かつ、モデル校の意向に沿ったもので、その適否については求人内容を示した書類を愛媛県が確認するものとする。

(2) 支払基準及び支払額

本事業の支払いは、「固定費」と「変動費（成果連動費）」の2種類によって構成される。

成果連動費の支払い条件等については、成果指標の達成状況に応じて、次の計算方法で算定するものとする。

- ・ 県内企業からの新規求人件数（上限：1,200千円）

求人件数：120千円/件

なお、具体的な支払条件等については、受託者からの企画提案公募の際の提案を基本に、愛媛県と協議の上で決定する。

(3) 検査

愛媛県は受託者から提出された資料等を確認し、業務の完了を確認するための検査を行う。

(4) 支払

受託者は、検査に合格したときは、業務委託料を請求することができ、愛媛県は受託者からの請求書受領後、受領した請求書にかかる金額を支払う。

5 対象経費

(1) 人件費

委託事業に従事する者の人件費（委託事業の範囲内で従事した事務量に応じた額とし、その内訳が明確に区分できるもの）

(2) その他事業費

ア 直接的事業費

消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、Web制作費、通信運搬費、会場費、機器・物品等のレンタル・リース費（備品等は、原則としてレンタル・リース）、謝金、出演料、旅費、教材費、その他委託事業を実施するために必要な経費

イ 一般管理費

(3) 上記（1）（2）の経費に係る消費税及び地方消費税

6 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

- ・利用者から手数料などの利益を得てはならない。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、愛媛県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・第三者からの異議の申し立て、紛争の提起については、全て提案者の責任と費用で解決すること。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して愛媛県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策を取ること。
- ・受託者は、本業務終了後も、モデル校及び県内IT企業等のフォローアップに努め、必要に応じて、その状況を愛媛県に報告すること。

(2) 実施体制

- ・本業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な人員体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を統括責任者として配置しなければならない。
 - ア 経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要な受託者のリソースを調整することができること。
 - イ コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、愛媛県と円滑に合意形成できること。
 - ウ リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。

- ・愛媛県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

(3) 著作権の取扱い

- ・受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって愛媛県に全て移転するものとし、第三者への使用許諾は、愛媛県が行うものとする。
- ・受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、愛媛県及び愛媛県の指定する者に対して、これを行わないものとする。
- ・成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。
- ・著作権の取り扱いについて、ここに記載のない事項については、受託者と愛媛県との協議の上で処理することとする。

(4) 機密保持について

- ・受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に愛媛県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
 - ア 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
 - イ 履行過程で知り得た一切の情報
 - ウ 納入成果物等に関する一切の情報
- ・受託者は、本業務の遂行の過程において愛媛県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 業務の再委託について

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を愛媛県に提示し、愛媛県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(6) その他

- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の

翌年度から起算して5年間保管すること。

- ・愛媛県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

7 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに愛媛県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに愛媛県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。